

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和元年（2019年）10月12日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町四丁目20番

(3) 事故発生状況

中野区立栄町公園内の区が管理する樹木が、根の生育不良と台風第19号による強風により、西方面に向かって倒れた。この事故により、同公園の隣地駐車場に駐車してあった相手方車両のリアフェンダー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害532,059円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和元年（2019年）11月21日

5 区の賠償責任

本件事故は、区立公園内の区が管理する樹木が根の生育不良と台風第19号による強風により倒れたことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費532,059円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

全ての区立公園内の本件事故で倒木した樹木と同種の樹木について、風通しを良くするための剪定を行うこととした。

【報告案件2】

1 和解（示談）の相手方

トヨタモビリティ東京株式会社

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和元年（2019年） 1 0 月 1 2 日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町四丁目 2 0 番

(3) 事故発生状況

中野区立栄町公園内の区が管理する樹木が、根の生育不良と台風第 1 9 号による強風により、西方面に向かって倒れた。この事故により、同公園の隣地駐車場に駐車してあった相手方車両のドアパネル等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 2 4 4, 5 7 8 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和元年（2019年） 1 1 月 2 1 日

5 区の賠償責任

本件事故は、区立公園内の区が管理する樹木が根の生育不良と台風第 1 9 号による強風により倒れたことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費 2 4 4, 5 7 8 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

全ての区立公園内の本件事故で倒木した樹木と同種の樹木について、風通しを良くするための剪定を行うこととした。